引 经亲高特债量点 昭和二十三年法律第二百五十一号

第一条 経済事情の変動に伴う罰金及び科料の額等に関する特例は、当分の間、この法律の定める

第二条 刊去(明台四十年去聿第四十五号)、暴力庁為等処罰こ関する去聿(大正十五年去聿第一ところによる。

第二条 刑法(明治四十年法律第四十五号)、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六第二条 刑法(明治四十年法律第四十五号)、暴力行為等処罰に関する法律(昭和十九年法律第四号)の罪以外の罪(条例の罪第二条 刑法(明治四十年法律第四十五号)、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六

る。
2 前項ただし書の場合において、その罰金の額が一万円に満たないときは、これを一万円とす

規定することができる罰金額の最高限度が二万円に満たないときは、これを二万円とする。第三条 法律で命令に罰金の罰則を設けることを委任している場合において、その委任に基づいてとする。ただし、科料の額が一定の金額に倍数を乗じて定められる場合は、この限りでない。3 第一項の罪につき定めた科料で特にその額の定めのあるものについては、その定めがないもの

所目

この法律は、昭和二十四年二月一日から施行する。

た同様とする。 対してこれらの罰則を適用する場合においては、この法律施行後六箇月を経た後においても、ま対してこれらの罰則を適用する場合においては、この法律施行後六箇月を経るまでになされた違反行為に 条例の罰則でこの法律施行の際現に効力を有するものについては、第二条の規定は、この法律 2 条例の罰則でこの法律施行の際現に効力を有するものについては、第二条の規定は、この法律

3 第四条の規定は、第三回国会で成立した法律の罰則についても適用する。

附 則 (昭和四七年六月一二日法律第六一号)

この法律は、昭和四十七年七月一日から施行する。

る。 にした行為に対してこれらの罰則を適用する場合には、その期限の経過後においても、同様とすにした行為に対してこれらの罰則を適用する場合には、その期限の経過後においても、同様とすかかわらず、この法律の施行の腎現に効力を有するものについては、改正後の第二条の規定に2.条例の罰則でこの法律の施行の際現に効力を有するものについては、改正後の第二条の規定に

用する。 際にまだ施行されていないものを含む。) により新設され、又は改正された罰則についても、適3 改正後の第四条の規定は、改正前の同条の規定の施行後に制定された法令(この法律の施行の

改正後の第六条の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

附 則 (平成三年四月一七日法律第三一号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(罰金及び科料の多額及び寡額に関する経過措置

れ、又は改正された罰則についても、適用する。後に制定された法令(この法律の施行の際にまだ施行されていないものを含む。)により新設さ5 この法律による改正後の罰金等臨時措置法第二条の規定は、改正前の同法第四条の規定の施行